会　　　　　議　　　　　録

1　会議の名称	教育福祉常任委員会
2　日　　　時	令和　７年　９月１１日（木） 午前　　９時３０分　　開会 午前　　９時５３分　　閉会
3　場　　　所	全員協議会室
4　出　席　者 （７人）	荻野　貴文　　安藤　玄一　　今野　康敏 川添　康大　　越水　崇史　　大山　学 米谷　政久
5　欠　席　者	なし
6　説　明　員	なし
7　傍　聴　者	あり
8　事　務　局	次長　主事
9　会議のてんまつ	別紙のとおり

議　　題　陳情第１３号　ｍＲＮＡワクチンの全面承認取り消しを求める意見書を国に提出することを強く求める陳情

結　　果　不採択

午前９時３０分　開会

〇委員長【荻野貴文議員】　ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第１３号、ｍＲＮＡワクチンの全面承認取り消しを求める意見書を国に提出することを強く求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

〇委員【大山学議員】　それでは、陳情第１３号について、不採択とすべき立場から意見を申し上げます。

まず、ｍＲＮＡワクチンは、国内外において大規模な臨床試験を経て、有効性と安全性が確認され、厚生労働省や米国ＦＤＡ、欧州医薬品庁など、国際的に権威ある機関から承認を受けております。特に、新型コロナウイルスによる重症化や死亡を大幅に減少させたことは世界各国の統計データからも明らかであり、日本国内においても、接種率の上昇とともに、重症者数、死亡者数が大幅に抑制されたことは周知の事実です。

残念ながら、ｍＲＮＡワクチンに限らず、全てのワクチンの副反応のリスクはゼロではありません。接種後に発熱や倦怠感など一時的な症状が出る場合や、ごくまれに心筋炎、アナフィラキシーなど重い副反応も報告されています。しかし、それらの発生頻度は感染によるリスクと比較して著しく低いことが科学的に示されています。また、子どもたちに接種することによりＤＮＡに取り込まれ、遺伝子に影響があるのではないかとの指摘に対しても、ｍＲＮＡワクチンは、細胞内で一時的に働いてすぐに分解され、ＤＮＡに組み込まれることはないことは、生物学的に不可能で、世界中の研究機関で確認されています。それらを総合的に勘案すると、感染そのものによる重症化や後遺症のリスクのほうがはるかに大きいという点を私たちは正しく理解すべきです。

また、ワクチン承認は一度決まったから終わりというのではなく、現在も国が継続的に安全性データを収集評価し、必要があれば、使用制限や勧告内容の随時見直しをしています。つまり、科学的根拠に基づいた動的な安全管理が行われており、全面承認を取り消すという極端な判例を地方議会から求めることは、エビデンスに基づく政策判断を混乱させるおそれがあります。必要なことは、国の専門機関による科学的検証を尊重し、正しい情報を市民に届けることです。

そのためにも、本陳情は、科学的根拠と政策判断の実態に照らして妥当性を欠くものと考え、不採択とすべきものと判断いたします。

以上です。

○委員【越水崇史議員】　　それでは、「陳情第１３号、ｍＲＮＡワクチンの全面承認取り消しを求める意見書を国に提出することを強く求める陳情」について、不採択の立場から意見を述べさせていただきます。

コロナ感染症は、世界でも初めてのことで、世界中から知見を結集し、十数年も前から最初の段階である土台の研究、候補の開発というようなんですけれども、それが行われていたそうです。さらに、その後、基礎研究、非臨床研究、臨床研究と順次ステージが移っていくわけですけれども、それらを並行して行われたほか、承認を得るための書類手続など、手順よく行われ、審査など、特別承認として異例の速さで認可された結果、全体でかかる期間を驚くほど短くして、１年程度の期間でワクチン接種を開始することができるようになったということでありました。

世界中で大規模な臨床試験及び実地での接種実績を通じて、安全性と有効性が確認された上で、日本を含む多くの国で正式に承認をされています。日本でも薬事承認に当たり、専門家による審査が行われ、必要なデータが精査されております。そうして薬事法により承認が行われています。多くの研究者の手により、皆さんの命を守るために、科学的根拠に基づいて承認されたワクチンの全面取消しを求めることは、医学的、公衆衛生的に妥当性を欠くのではないかと。現在、世界中の命を救えるように、国内では数多くの企業や研究機関がワクチンの開発や生産体制の整備に取り組んでいます。

また、ワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症による入院を約４０％から７０％程度予防した等の報告が国内外でもなされています。このように、新型コロナウイルス感染症の抑制に貢献してきたわけです。

ｍＲＮＡワクチンは、新型コロナウイルス感染症による重症化や死亡の予防に大きく貢献してきました。特に、高齢者や基礎疾患のある方にとっては命を守る重要な手段であって、接種の普及によって医療崩壊を防ぐなど、社会全体への恩恵も大きいものでした。こうした実績を無視して、全面的な承認取消しを求めることは公共の福祉に反する可能性があります。

どの薬もそうでありますが、薬箱をよく読みますと、大体どんな薬にも副作用と書かれています。コロナワクチンに至っても副反応は分かっていて、リスク管理がされています。ワクチン接種に一定の副反応があることは事前に明示されており、厚生労働省や自治体は、副反応の監視体制を構築し、健康被害救済制度も整備されています。どの医薬品にも副作用のリスクは存在しますが、それを理由に全面的な承認の取消しを求めることは合理性を欠くでしょう。

前述のとおり、しっかりとした医学的知見に基づいて開発され、承認されている。あのとき、あの薬を飲んだから亡くなったんだと推測されるようなことを推進していったとしたら、世の中の幾つの薬をなくしていかなければならないのか。

どこまでなくして、自己治癒力だけで命を守るということを強制していかなければならないのか。それを公衆衛生の維持というのか。私には理解が行き届かないわけでありますが、仮にｍＲＮＡワクチンの承認を全面的に取り消すような意見書が提出された場合、ワクチンそのものへの不信感が拡大し、将来的な感染症対策に支障が生じる可能性があるでしょう。

また、科学や医療の分野において、政治的圧力や感情的な主張によって判断が左右されるような前例をつくることは極めて危険だと考えます。

以上の理由により、ｍＲＮＡワクチンの全面承認を取り消すよう国に求める意見書の提出には慎重な対応が求められると考えます。国民の健康と安全を守るには、科学的知見とバランスのとれた政策判断が不可欠であり、この陳情には不採択とさせていただきます。

以上、意見とします。

○委員【米谷政久議員】　　私からも、「ｍＲＮＡワクチンの全面承認取り消しを求める意見書を国に提出することを強く求める陳情」に対する意見を申し上げます。

ｍＲＮＡワクチンについては、科学的に安全性、有効性が証明されていると捉えていますので、陳情理由にある全面承認取消しには反対します。

まず、ｍＲＮＡワクチンの仕組みについてですが、ウイルスの特定部分、例えばスパイクたんぱく質を体内に無害な形で提示し、免疫系を訓練するために開発されています。この仕組みは体内で自然に分解されるため、長期的に体に残ることはありません。

次に、ｍＲＮＡワクチンの開発と安全性の経緯ですが、開発過程で通常の臨床試験を段階的に実施し、安全性と効果が確認された後に緊急承認されました。承認プロセスが早くても基準は守られています。

また、ｍＲＮＡワクチンの広範なデータですが、数十億回の接種データが世界中で収集され、安全性が確認されています。副反応の性質や頻度は詳細にモニタリングされています。

さらに、ｍＲＮＡワクチンの副反応についてですが、短期的な副反応、接種後の発熱や倦怠感は通常の免疫応答で、免疫が学習しているサインです。重篤な副反応は極めてまれです。接種後の観察や医療体制によっておおむね対処可能と考えております。

最後に、ｍＲＮＡワクチンの長期的な影響に関する懸念ですが、ｍＲＮＡ技術自体は数十年前から研究されており、安全性の基盤があります。

また、ワクチン接種後の広範なモニタリングにより、長期的な影響が認められていないことが確認されています。しかし、副反応を完全になくすことはできません。それでも接種のメリットがデメリットを上回ると考えております。

そもそもワクチン接種は個々の判断によるもので、国の強制ではありません。このため、一律にｍＲＮＡワクチンの接種を全面承認取消しするのではなく、市民に信頼できる情報を公開しつつ、接種する、しないを選択できる環境を整える

ことが必要と考えております。
　したがって、以上のことから本陳情は不採択といたします。
　以上です。
○委員【川添康大議員】　　それでは、私からも陳情第１３号について反対の立場で意見を述べます。
　まず１つに、ｍＲＮＡワクチンが始まってから連動して超過死亡が急増したという点についてですが、２０２１年に超過死亡が急増した時期というのは、同年１月から５月、その時期は、当時、菅内閣がワクチン調達に失敗したため、新型コロナワクチンの接種は実態上行われていませんでした。ワクチンが接種されていないのに、超過死亡が起こったという事実がそもそもありません。
　２０２２年以降についても、ワクチン接種の増加と超過死亡の増加に、現在、相関関係は示されておらず、超過死亡の増加は、新型コロナの感染拡大と、それによる医療崩壊によって起こったというのが国立感染症研究所や公衆衛生学の専門学会の知見となっています。また、統計学の専門家からも、ワクチンで超過死亡が説明できるという考え方は根拠が乏しいという意見が出されています。
　また、ｍＲＮＡワクチン接種後に急性心筋梗塞や急な進行がん、ここではターボがんと出ていますが、心筋炎や心膜炎を発症するリスクは治験段階でも報告されていますが、現時点で想定を上回るような多数発生が起こっていないというのが世界の医学界、医療界の共通認識となっています。
　進行がんについて、ターボがんというのは正式な医学用語ではなく、ワクチン接種によるがんの進行加速という症例が医学会で認定されたことがなく、現状では裏づけのデータを示した研究がありません。
　世界の中で接種率の高かった国々でワクチン接種が原因で１から２割の人口の急激な減少が見られるというのも、それを裏づける確証のあるデータもありません。
　中長期的な影響というのは現時点では判断はできませんが、本陳情においての情報については、判断する前提となるデータや根拠が乏しく、この内容を基にワクチンの全面承認取消しを判断することはできません。
　しかし、政府においては、ワクチン接種についてのリスクやメリット、デメリットなど、多岐にわたる情報を正確に周知するとともに、ｍＲＮＡコロナワクチンの副反応により苦しめられている方々の認定や救済措置については速やかに実施することを求め、本陳情には反対の意見といたします。
○委員【今野康敏議員】　　陳情第１３号についての反対の立場から意見を述べさせていただきます。
　国民の中には、副反応や長期的な影響を心配されている方もおられると承知しております。健康や命に関わることですので、不安になることも理解するところであります。しかしながら、私は、以下の理由により、この陳情に賛成すべきではないと考えます。
　ｍＲＮＡワクチンは、これまでに世界中で何億回も接種され、多くの人々の重

症化や死亡を防いできました。副反応の報告もありますが、国の専門機関が常に調査を行い、健康被害が認められた方には救済制度が用意されております。今、私たちが求めるべきことは、全面承認取消しではなく、さらに丁寧な検証と救済やサポートの拡充だと考えます。

仮にｍＲＮＡワクチンの全面承認を取り消してしまえば、次の感染症への備えが弱まり、国民の命と暮らしを守る力が弱まってしまいます。重要なことは、不安に向き合いながら、安全を高めていくことだと考えます。

市民の声を国に届けることは、地方議会の役割の一つであります。ただし、その際には、科学的な根拠と冷静な判断が欠かせません。だからこそ、国に対して、さらなる安全性の検証と副反応への救済制度の充実を強く求めることが必要です。

以上の理由から、この陳情に反対いたします。

今後も、市民の皆さんの安全安心と健康を守るために、冷静に誠実に議論を続けてまいりたいと考えます。

○委員【安藤玄一議員】　　「陳情第１３号、ｍＲＮＡワクチンの全面承認取り消しを求める意見書を国に提出することを強く求める陳情」に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、陳情者の方々が抱いておられるワクチン接種後の健康被害に対する強い懸念と憤り、そして国の対応への不信感について共感し、その思いを大変重く受け止めております。

私自身、この問題の重要性を認識しており、厚生労働省が公表する副反応疑い報告や、健康被害救済制度の認定状況、主要メディアが重篤な被害の実態を十分に報じてこなかった報道姿勢、そして、我が国における根拠不明な超過死亡の発生、これらは断じて看過できない事実であります。

去る令和６年６月定例会の一般質問において、これらの問題を私自身取り上げました。特に、伊勢原市におけるワクチン接種後の死亡事例と、全国で死亡報告が相次ぐ特定のロットナンバーとの関連性をただしました。このワクチンの安全性に重大な懸念があることは、議会の場で明確に指摘したとおりです。このように問題意識を共有しながら、なぜ本陳情の全面承認取消しに反対するかについて理由を述べさせていただきます。

第１に、ｍＲＮＡワクチン技術は、新型コロナウイルス対策という一面だけでなく、将来的ながん治療や新たな感染症対策など、医療分野全体で期待される技術基盤でもあります。副反応という深刻な問題点があるからといって、その技術の可能性や選択肢そのものを完全に断ち切ってしまうことは、将来の国民、市民の利益を損なう危険があります。

第２に、全面承認取消しという措置は、国民の間でさらなる混乱と分断を生みかねません。問題の根本はワクチンの存在そのものではなく、ワクチンのリスクを十分に説明せず、情報の透明性が欠如したまま接種の選択を迫る国の姿勢にあると考えます。

今、私たちがなすべきことは、承認を取り消して問題に蓋をすることではあり

ません。起きてしまった健康被害の実態から目を背けず、国に対して徹底的な原因究明と全ての情報を国民に開示するよう強く求め続けることです。そして、被害に遭われた方々が一人でも多く、迅速かつ公正に救済されるよう、制度の改善を働きかけていくことが責務だと考える次第です。陳情者の皆様が指摘する問題は解決すべき喫緊の課題であると認識しております。しかし、その解決策として全面承認取消しという手段を選ぶことには、以上の理由から同意いたしかねます。

よって、本陳情については不採択とさせていただきます。

○委員長【荻野貴文議員】　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【荻野貴文議員】　挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【荻野貴文議員】　御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午前９時５３分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和７年９月１１日

教育福祉常任委員会
委員長　　荻　野　貴　文